

○雲仙市子どものいじめの防止に関する条例

平成24年12月25日

条例第25号

改正 平成26年3月27日条例第4号

子どもは、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、大切な宝です。

雲仙市では、市民憲章の中で「思いやりと感謝の心で 笑顔の輪を広げます」とうたっており、人権を尊重するとともに自他の生命の大切さを自覚し、互いに手を携えて、地域の絆を広げ強めることを目指しています。

子どもの心や体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの権利を侵害するものであり、このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる環境を実現することは、社会全体で取り組むべき重要課題です。

この考えに立ち、ここに、子どものいじめの防止についての基本理念を明らかにし、いじめの防止を市民総ぐるみで推進していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どものいじめの防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもが一定の人間関係のある者から受けた心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 子ども 小学生及び中学生
- (3) 学校 市内の小学校及び中学校
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者
- (5) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び団体
- (7) 関係機関等 子どものいじめの問題の対応に関係する機関及び団体

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

2 子どもは、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解するとともに、いじめは人間として絶対に許されないと強い認識を持たなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、子どものいじめの防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。

(学校の責務)

第5条 学校は、子どものいじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第7条 市民及び事業者は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに学校、市又は関係機関等に情報を提供するよう努めなければならない。

(子どもの努め)

第8条 子どもは、自分を大切にするとともにほかの人を思いやり、いじめを許さない勇気を持ち、及び互いに仲良く生活できるように努めなければならない。

(専門委員会の設置)

第9条 市長は、専門家による客観的な立場からの調査、調整等を行うため、雲仙市子どものいじめの防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、子どもの権利、発達及び心理に理解があり豊かな経験を有する者から市長が選任する。

(是正要請)

第10条 市長は、委員会の調査、調整等の結果を受け、必要があると認めるときは、関係者に対して是正要請をする。

2 是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるとともに、当該是正要請に係る対応状況を市長に報告するものとする。

3 市長は、是正要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告する。

(委員会への協力)

第11条 学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、委員会の活動に協力するものとする。

(活動状況等の報告及び公表)

第12条 委員会は、毎年の活動状況等を市長に報告する。

2 市長は、必要と認めるときは、是正要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第13条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。